

## 人材確保等支給助成金 外国人労働者就労環境整備助成コース

この助成金は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にある外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む（雇用保険被保険者となる外国人労働者※）を雇用する）事業主に対して助成するものです。

※ 特別永住者及び在留資格「外交」「公用」を除く

### 具体的な取組（就労環境整備措置）

必須メニューに加え、選択メニューの①～③のいずれかを実施する必要があります。

|        |                     |                                                                             |
|--------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 必須メニュー | 雇用労務責任者の選任          | 雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、雇用する外国人労働者に周知するとともに、1回以上の面談を行う。                           |
|        | 就業規則等の多言語化          | 就業規則、労働協約、労働条件通知書、雇用契約書のいずれかを多言語化し、計画期間中に、雇用する外国人労働者に周知する。                  |
| 選択メニュー | ① 苦情・相談体制の整備        | 外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により苦情・相談に応じる。 |
|        | ② 一時帰国のための休暇制度の整備   | 外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上有給休暇を取得させる。       |
|        | ③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化 | 社内マニュアルや標識類等を新たに多言語化し、計画期間中に、外国人労働者に周知する。                                   |

### 支給額

1つの措置導入ごと20万円（上限80万円）

### 対象となる経費

① 通訳費 ② 翻訳機導入費 ③ 翻訳料 ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る） ⑤ 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）

### 主な支給要件

- ▶ 次の「外国人労働者離職率」に係る目標を達成する必要があります。
  - ・ 制度導入日から6か月経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が15%以下であること。
  - ※ 外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、1年経過後の外国人労働者離職者数1人以下であること。
- ▶ 外国人雇用状況届出（労働施策総合推進法）を適正に届け出ている必要があります。

### 支給までの流れ

1. 就労環境整備計画を作成・提出【計画期間：3か月以上1年以内】  
提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※1）へ提出
2. 就労環境整備措置の導入  
「具体的な取組（就労環境整備措置）」の選択メニュー①、②は、労働協約または就業規則に明文化することが必要
3. 就労環境整備措置の実施  
2で導入した就労環境整備措置を計画どおりに実施
4. 支給申請（就労環境整備措置実施日から6か月後（※2））  
就労環境整備措置実施日から6か月経過した翌日から2か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出
5. 助成金の支給

※1 計画や支給申請書類の提出は決められた期限内に都道府県労働局等へ提出する必要があります。

※2 支給申請期間は、ある一定の要件を満たした場合、6か月を経過せずとも申請できる場合があります。

### お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）

詳細は、厚生労働省のHPで、[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html)